

西宮市立学校園保護者様

西宮市教育委員会

「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえた学校園の対応について（更新）

日頃より本市の教育活動にご理解とご支援を賜り、お礼申し上げます。

さて、兵庫県下に「まん延防止等重点措置」が適用された後もオミクロン株による感染拡大が続いております。

本市におきましても、児童生徒の感染報告も増加しており、連日多くの学校で一部の学級を閉鎖せざるを得ない状況になっており、警戒度を一層高め、引き続き、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、感染防止対策に十分留意し、教育活動を行ってまいります。

各家庭におかれましても下記の内容について、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 教育活動

「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行ってまいります。感染リスクの高いとされている活動については、原則実施を見合わせ、各校の状況により実施する場合は、換気を十分に行い、飛沫が飛ぶ接触を避けるために必要な身体的距離を取り、手洗いを徹底するなど、感染症対策を十分に講じたうえで実施します。

県外における教育活動については、行いません。

校内行事（生活発表会、授業参観等）や各種説明会（新入生説明会、修学旅行説明会等）など、多人数が集まる行事については、実施の可否を慎重に検討します。なお、実施する場合は、事前に参加者に対し基本的感染症対策徹底の呼びかけを行うとともに、会場における身体的距離の確保や換気などの感染症対策を講じてまいります。また、開催時間の短縮、参加人数の制限を設けるなど運営の工夫を行います。

学級閉鎖や、感染及び濃厚接触、感染不安等により登校できない児童生徒に対しては、学校とのつながりや学習保障の観点から、ICTを積極的に活用したオンライン学活や、教材・課題、授業・説明動画の配信、課題・お知らせ等の配布、電話連絡など、積極的に取組みを進めてまいります。

2 宿泊的行事

宿泊を伴う学校行事（修学旅行及び自然学校等）については、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。

3 部活動

- 十分な感染防止対策を講じたうえで、校内のみで実施します。
- 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動など、近距離で飛沫が飛ぶ接触は行わないようにします。
- 部活動前後の集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用は控えます。
- 練習試合・合同練習・合宿は県内外を問わず、行いません。
- 活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします。（「西宮市立中学校の部活動方針」、「いきいき運動部活動（4訂版）」、「文化部活動の在り方に関する方針」）
- 部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認します。

（裏面に続く）

【部活動の取扱い(2/10～2/20)

区分	校内	校外
練習	○	×
練習試合・合同練習・合宿	×	×
	公式大会(※)に向けた県内の練習試合は可	公式大会(※)に向けた県内の練習試合は可
公式大会(※)への出場	○	○

※公式大会…県高体連・県中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会(その予選を含む)

4 令和3年度 卒業式・卒園式について

- ・感染症対策を講じ、規模を縮小して実施します。
 - (1) 来賓は不参加といたします。また、プログラムの工夫により、時間の短縮を図ります。
 - (2) 学校園は、以下の感染症対策を行います。
 - ・座席の間隔を取り、身体的距離を確保します。
 - ・会場等、常時換気を行います。
 - ・会場入口等に手指用消毒液を設置します。
 - (3) ご家庭から式会場への参列人数につきましては、各学校園より連絡させていただきます。
 - (4) 当日、学校園内では、マスクの着用をお願いします。
 - (5) 各家庭において事前に検温を実施し、発熱等の風邪症状がある場合は参列をお控えください。

5 ご家庭へのお願い

- ・各家庭において、毎日の登校前の検温など、健康観察をあらためて徹底いただくとともに、次の感染予防対策をお願いします。
 - (1) 感染源を絶つ
 - ・児童生徒本人はもとより兄弟姉妹など同居の家族に発熱等の風邪症状（ワクチン接種後も含む）やPCR検査（医療従事者や職場等で定期的又は計画的に行われるPCR検査を除く）を受けている場合は登校させないようお願いいたします。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）
ただし、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合においても、かかりつけ医等より、「感染の疑いや恐れがなく登校許可」と診断された児童生徒については、登校可とします。（診断書は不要です。医師から口頭で告げられた診断内容を学校に伝えてください。）
 - ・児童生徒のワクチン接種にかかる、やむを得ない欠席及び副反応による欠席については、出席停止扱いとします。（なお、ワクチンの接種は強制ではありません。）
 - ・感染不安による欠席について、合理的な理由があると校長が判断する場合は出席停止とします。
 - (2) 感染経路を絶つ
 - ・マスク（不織布が望ましい）の着用及び手洗いや咳エチケットを徹底するとともに、登下校時、マスクをはずしての会話を行わないようにお願いします。
 - (3) 抵抗力を高める
 - ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事をとり、規則正しい生活をお願いします。
 - (4) 不要不急の外出を自粛ください。
 - (5) 受験及び就職活動にあたっては、事前からの体調管理に加え、同居の家族等を含めた感染防止対策の徹底をお願いいたします。

以上